

穎川集

所名  
住民  
個人

平成21年3月20日

森林法第10条の8第1項の規定により補はれます。次とのとおり森林を伐採したいので、

卷之三

- 1 伐採する森林の存する山側村ごとに提出すること。  
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。  
3 前項は、少額第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。  
4 伐採跡樹間にては、生伐をしようとする場合には、皆伐、根伐の別を記載すること。  
5 伐採跡樹間にては、立木材種による伐採率を記載すること。  
6 伐採跡樹間にては、すぎ、ひぬき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）からまた  
7 伐採跡樹間にては、伐採する森林が異齡林の場合には二段に分けて記載し、下段に  
8 「○～○」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。  
9 伐採後の造林方法欄には、植樹、人工整備、ぼう葉更新及び天然下種更新の  
10 伐採跡地の川途欄には、伐採後に於いて当該伐採跡地が森林以外の用途に供さ  
11 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

